茨城県警察本部長告示第　80　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和４２年茨城県公安委員会規則第７号）の規定により、茨城県公安委員会から委任された公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 11 月 18 日

茨城県警察本部長　　中　山　　仁

記

1　意見の聴取の期日　　令和8年12月8日

2　意見の聴取の場所　　東茨城郡茨城町大字長岡3783－3
茨城県警察本部交通部運転免許センター1階　意見の聴取会場